様式３－①

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について ［令和5年4月分］

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 営業所点数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20230406 | 株式会社鳥海観光<br>（法人番号<br>4410001005234）<br>代表者佐藤司 | 秋田県由利本荘市<br>矢島町元町字新所<br>31番地1 | 本社営業所 | 秋田県由利本荘市<br>矢島町元町字新所31-<br>1 | 輸送施設の使用停止（80日車）及び<br>文書警告 | 道路運送法第27条第3項、道路運送車両法第48条 | 令和4年10月27日及び11月14日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、7件の違反が認められた。（1）運行に関する状況把握等のための体制の整備違反（運輸規則第21条の2）、（2）点呼の記録義務違反【記録なし】（運輸規則第24条第5項）、（3）点呼の記録義務違反【記載事項の不備】（運輸規則第24条第5項）、（4）乗務等の記録義務違反（運輸規則第25条第2項）、（5）運行指示書の作成等義務違反（運輸規則第28条の2第1項）、（6）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項）、（7）定期点検実施義務違反（運輸規則第45条及び道路運送車両法第48条） | 8 | 8 |

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（東北運輸局管内のすべての営業所）に付されている点数の総和を表す。